

第十六回国会  
衆議院

法務委員会議録 第一二二号

昭和二十八年五月二十六日

昭和三十八年五月二十七日(水曜日)  
午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 小林 錦君  
委員 長 良作君 理事 佐瀬 昌三君  
理事 吉田 安君 理事 細迫 兼光君  
理事 花村 四郎君

出席政府委員

法務次官 三浦寅之助君  
中尾 文策君  
検事(矯正局長) 中尾 文策君  
法務事務官入 鈴木 一君  
法務事務官(入) 鈴木 一君  
園管理局長

出席閣僚

出席閣僚 犬養 健君

委員外の出席者

専門員 村 教三君  
専門員 小本 貞一君

本日(の)会議に付した事件

少年院法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第三号)  
外国人登録法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第四号)

○小林委員長 これより会議を開きます。この際、今般法務政務次官に就任された三浦寅之助君より、あいさつをされたの申出があります。三浦法務政務次官。

○三浦政府委員 私はこのたびはからず、法務政務次官に就任することになりました。御承知の通り微力、非才であります。何ら仕事はできないのであります。どうぞ皆さんの御同情と御支援を心からお願いたします。簡単であります。ごあいさつといたします。(拍手)

○小林委員長 少年院法の一部を改正する法律案及び外国人登録法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題とし質疑に入ります。質疑に入るに先だちまして、中尾政府委員並びに鈴木政府委員より、以上兩案の補足説明を聴取することにいたします。

○中尾政府委員 少し専門にわたり過ぎまして、お耳ざわりかもしれません。が、御理解をよく願うために、私から補足的な説明を申し上げます。少年法によりまして、少年を観護処分付し、鑑別所に入れておられるわけです。教年前に少年の年齢を十八歳から二十歳に引き上げました。鑑別所に入れなければならない少年の数が激増いたしましたこと、それからそういう年齢の進みました者の中には、かなり狂暴な者がおりま

す。この二つの理由がございまして、鑑別所がございまして、その裁判所、つまり鑑別所は現在全国各都道府県に一箇所ずつございまして、四十九箇所ございまして、そういう地元のところでは鑑別所に入れることは、これは当然であります。裁判所はその支部がございまして、鑑別所から遠隔の地にございまして、少年事件を取扱います場合に、鑑別所を付し、少年を本所まで相違処分を付し、連れて行かねばならないというところになります。その場合に非常な職員不足ということ、それから遠隔の地であるために、一々遠い所に連れて行つて、また審理のために翌日連れて来るといふことをいたします。中には片道四時間も五時間もかかる所がありますので、非常に困るのであります。それでやむを得ず一時そのもよりの地に拘留所がございまして、われわれは拘留所といつておりますが、それがございまして、そこに一時入れて置くという処置を認めたいわけがございまして、しかしそういうおとなの犯罪者を入れておくような拘留所に観護少年を入れます。これは決して適当な処置でございませぬので、あくまでもこの処置は一時的な借りのものといふことになりました。やはり長期の計画をいたしまして、そういう場所にもできるだけ鑑別所の支所をつくりまして、そして本来の鑑別所に入れるようにしたい

というのがわれわれの理想でございまして、とりあえずその期間を——これはあとでまた一回延長になりましたが、本年三月三十一日までその延長は延長になつたわけでありまして、それで法務省といたしましては、その期限の切れますと同時にいへば、処置を考へておつたのでございまして、それで四月一日から新しくこれに伴いまして少年院法、それから少年法というものを改正いたしましたこと、これを鑑別所に一時入れておりましたが、その代用鑑別所を廃止いたしました。その支障が起らないように処置を考へておつたのであります。ところがその法律が参議院まで参りましたので、そこで成立しないうちに解散になつてしまいましたので、四月一日からの処置といふことはとれなくなつたわけがございまして、それでほうほうでございまして、三月三十一日限りこの代用鑑別所がなくなるので、一時空白状態になりまして、そのもよりの拘留所に入れておりましたところの少年を、やはり本所まで連れて行かなければならぬといふようなことになるわけでありまして、そういうことになりまして、片一方私たちは四月から新しい処置を考へまして、そういう場合の子算の手当を考へておつたわけがございまして、しかしその子算の方の手当ができていないうちに空白状態になつてしまいましたので、とりあえずその拘留支所に入つておりましたところの少年を、

大体これは出してしまわなければならぬ。あるいは非常に無理なことをして本所まで連れて行くとかいふような方法を講じなければ、何とも処置がでないといふことになりましたので、とりあえず二箇月間の延長をお願いいたしました。そして新しい法律が通るまで現在の処置を続けて行かなければならぬといふようなことで、その延長の暫定処置をお願いしたわけがございまして、今度もやはりそれと同じ理由によりまして新しい法律が通らないうちに、現在代用鑑別所に入つておられる方が、代用鑑別所がなくなるというところになります。やはり処置に困るといふことなるわけでありまして、従いましてまたもう一べん二箇月の延長をお願いしなければならぬといふことになつておるわけがございまして、またもう一つは、特別少年院のことです。少年院がふえましたので、少年院を増設いたしておるのであります。しかしその少年院の増設が間に合いませんので、とりあえず少年院の中で、収容上私たちが一番むずかしい経験を持つておられますところの特別少年、この特別少年に限りまして、少年刑務所の一部分に入れることを臨時に暫定的処置として今日まで続けて参つておるのでございまして、これが二十八年度の予算で、特別少年院をつくりまして、その予算は全部さうだいでございまして、その建築にかかつておられますが、しかしいろいろ関係がございまして

第一類第四号 法務委員会議録第二号 昭和二十八年五月二十七日



に一年間これを延期していただいて、指紋をさせるのに時期を待ちたいという事で、前国会に提案をいたしたのであります。不幸にして衆議院が解散になりました。この法案は衆議院におきましては、委員会の全会一致をもって御決議が願えたのであります。参議院に行く前に解散になりました。一応成立いたしません。従いましてこのままにおきますれば、四月十八日まで参りますとすぐ指紋をとらなければならぬ。そして無用の摩擦をここに生じさせなければならぬということ、これはちよど今年の正月には李承晩大統領が日本に訪問をされました。日韓協議がやや停頓しておりましたが、活を入れられまして、日韓協議が早急に始まるという時期でもございまして、従いまして理解を伴わない指紋制度を強制的にということによりまして、無用の摩擦、混乱が起きることが予想され、ひいては好転を期待されておりました日韓協議の出鼻をくじくというようなことがあつてはいけないというので、どうか指紋制度は延ばしてほしいというので、この緊急集会におきまして六月一日まで一応猶予していただくという法案でこれが御可決をいただいたのでございまして、この状態が現在におきましては、さらに強まったと申します。現に日韓協議が交渉中でありまして、すでに数回韓国側とも会談をいたしております現状におきましては、現在におきましてこの法案が成立しないために、指紋制度を強制するという危険がございまして、どうか指紋制度を行う時期につきまして慎重な考慮を払いたいという意味におきまして、さらに来年の四月二十七日まで

一年間この実施を延期していただきました。これが提案の趣旨でございまして。○小林委員長 これにて説明は終了しました。次いで質疑に入ります。質疑の通告がありますからこれを許します。細迫兼光君。

○細迫委員 政府委員の補足説明によつておよそ明らかであります。政府の御答弁としてはつきり記録しておきたい意味もありまして、あらためてお尋ねいたします。少年法の一部を改正する問題について、この代用鑑別所やあるいは代用特別少年院、これら代用物を解消するにはもちろん施設の完備が必要であります。かくこれが延び延びになりがちで、いつもやすきにつきまして、根本的に少年法の趣旨を没却するような結果になることが多いのであります。これらの予算措置は十分にたられておりますか。

○中尾政府委員 まことにごもつともな御心配でございまして、実は私たちがそのこのためにこれまで非常に困難を続けて参りまして、どの程度で踏み切れるかということについて相当考えたのであります。大体この代用少年院の方は、つくりまして、ただ工事の完了を待つておるばかりであります。から、この方はいいと思ひますが、一番われ／＼が苦勞をいたしてございまして、代用鑑別所の方でございまして、この点につきまして、私たちは大体三つの方法で対策を考えておるわけでありまして。

第一は、一番理想を申しますと、これまで代用鑑別所があつた場所全部に――これは大体指定してございまして、全部で百九十箇所ございまして、

して、大体本年の一月、二月使われましたのが七十箇所ほどでございまして、が、そういう所へ鑑別所の支所を設けるといふことが一番理想でございまして、しかしこれはなかなか収容者も多くなつてございまして、場合によつては入つておらぬときもあるというようにな所も相当たくさんございまして、全部の場所に鑑別所の支所をつくるという事は、私たちが考えまして、注文する方が無理だらうと思ひます。で、一定数以上を絶えず収容しておるような場所、そういう所にはどうしようも支所をつくつてもらいたい、現地で収容して、現地で調査ができるように、審判ができるようにしてもらいたいということ、一昨年度から二箇年にわたつて、大蔵省に折衝を続けたのでございまして、やつと昨年度のときには一部認められました。これは大体十七箇所ございまして、十七箇所の要求に対して一昨年度は一箇所も認められなかつたのでございまして、昨年度の要求では二箇所認められております。平と小倉、この二箇所に

ついては、支所をつくることを予算の上で認められております。そのほかにつきましては、漸次要求に應じようというふうなことになるのでございまして、それでそういうところはどうなるかと言ひますと、これははしかたがございせんので、本所に連れて参りまして、そうして本所から審判の都度、裁判所の方に連れて来る、あるいは裁判所の支所の方から本所まで来て、そしてそこで審判をしてもらうというふうなことにするよりほかはないのでございまして、そのために、少年を同行するために必要な職員を増員し

てもらふことになつておりました。この方は、私たちの方の立場から申しますと十分とは申せませんが、相当大蔵省でも好意ある態度で増員を認めておられておりました。これも新予算が成立いたしますと、その分が職員になるわけでありまして、それからいふことは、これはどうも事実上やむを得ないことではございまして、そのもよりの拘留所に一時かりに少年をとめることができるというふうな措置を講ずることがなつております。と申しますのは、裁判所の支所なんか相当距離の離れたところがございますが、そういうところで裁判所が少年を引受けまして、本所まで連れて来るにつつきまして交通機関の関係なんかでもつて、すぐその日のうちに出発できないというやうな場合が相当ございまして、なおまた一時とあえず少年を入れてみたが、親を呼んだりなんかしてそこで処理できる場合があるかもしれないというやうなこともございまして、これは今の法律案では七十二時間ということにいたしましたとおとめおきを願うことになつておりますが、その時間の範囲内で一時拘留所にとめることができれば、その場合は拘留所と特に区画した場所に入れる。これは代用鑑別所として入れるのではなくて、拘留所として入れるのだというやうな処置を考へておられます。この三つの方法でとらえざり行きたいと考えておられますが、私たちの理想をいたしましては、やはり相当収容数のあるところにつきましては支所をつくつてもらふ、これを要求するつもりでおるわけでありまして、大体そういうふうなことをいたしまして処置を考へておられます。

○細迫委員 直接の問題ではありませんが、これは法務大臣から御答弁を願ひたいのであります。同じく代用監獄、つまり各地の警察署の留置場を代用監獄、拘留所ではなくて代用せられておる。ここが実はほなほな人権蹂躪の場でありまして、拘留期間中にいろいろな人権蹂躪が行われるのは、ここを舞台に行われるのが一番多い。しかもその待遇というのは詭譎を許さない。拘留所においては当然許されるいろいろな人権擁護の制度が、この警察署の留置場においては許されないという実情にある。これは基本的な人権にも関することでありまして、すみやかにこの代用監獄を解消しなければいけない。これに対する政府の御方針はいかがでありますか。

○大藏國務大臣 ただいまの御質問の点は、だん／＼私の耳にも入つておりました。結局代用制度というものがから来る欠陥ということが根幹になつております。これはできるだけ解消する目的でもつて処置をしようと思つております。またこれに関連して、ことに代用監獄において人権蹂躪のそしりを免れないやうな事件が起りやすいという点も承知しておりますが、これは具体的に申さなければ、私の方でもその都度具体的な事実に基づいて、そういうことを繰返さないやうに処置をいたしたい。根本の方針としては、なくしたいと考えております。

○細迫委員 御方針は解消の方向に向つておるといふことを承りました。が、現実当面の問題をいたしまして、先ほど申し上げましたやうにいろ／＼

拘留所における勾留者に対する処遇と非常にかわつた、人権擁護の点からいへば憂うべき取扱いが行われておる。一例を申せば読書を許さない、散歩なども許さないというようなこともある。これら人権擁護の点から遺憾に思われるような問題について、すみやかにその処遇に対して当局から達しその他これを防止する措置を講じなければいけない。これらについての御意見を承りたい。

○大藏國務大臣 根本方針はただいま申し上げた通りであります。遠隔の地においては中央からの意思の疎通しない場合があります、間々そういうことが起りがちであるかとも思います。この前の国会でありましたが、参議院でもつてやはり読書禁止の問題の質疑を受けまして、取調べました結果、禁止の処置が誤つておつたことを発見いたしましたので、即日違ひ指令を出して読書をしてもらうことにしたこともあります。具体的な事実を承れば、誠意をもつて処置をいたしたいと思います。

○網迫委員 終ります。

○小林委員長 他に御質疑はありませんか。——他に御質疑がなければ、二案に対する質疑はこれをもつて終局いたします。

この際、お諮りいたします。両案はいずれも討論に付すべきであります。討論はこれを省略し、ただちに採決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○小林委員長 御異議なしと認めます。討論はこれを省略し、ただちに採決いたします。

少年院法の一部を改正する法律案及

び外国人登録法の一部を改正する法律案、以上二案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕  
○小林委員長 起立総員。よつて二案は、いずれも可決すべきものと決しました。

この際、お諮りをいたします。ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○小林委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十分散会

〔参照〕  
少年院法の一部を改正する法律案  
（内閣提出）に関する報告書  
外国人登録法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕